第

1811

号

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊,每日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年 5月 25日 金曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 株式譲渡益の源泉分離課税制度の延長

Q:株式譲渡益の源泉分離課税制度の適用期限が延長されるそうですが、いつまででしょうか。

A:平成15年3月31日までです。

【解説】

株式等を売ったときの所得は、確定申告による申告分離課税となりますが、上場株式等を証券業者などを通じて売ったときや、単位未満株式又は端株を買取請求の方法によりその発行法人に売ったときは、確定申告による申告分離課税に代えて源泉分離課税を選択することができます。

この上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離課税制度は、平成13年3月31日をもって廃止される予定でしたが、平成13年度の改正で、その廃止が2年間延長されることになりました。したがって、平成15年3月31日までは、上場株式等の譲渡については、現行どおり申告分離課税と源泉分離課税の選択ができることになります。

源泉分離課税を選択すれば、その上場株式等の譲渡利益金額に対し20%の税率による源泉徴収だけで納税が完結します。譲渡利益金額は、次の金額とされています。

- (1) 転換社債などを除いた一般の上場株式等
 - ……譲渡価額の5.25%相当額
- (2) 転換社債及び新株引受権付社債
 - ……譲渡価額の2.5%相当額
- (3) 差金決済が行われる信用取引など
 - ····差益相当額







